

所得税の 還付 申告 はお早めに!

◆平成23年分の確定申告はいつまでにすれば良いの？

所得税は3月15日(木)、個人事業者の消費税および地方消費税は4月2日(月)が申告・納付の期限となります。

◎平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

◆還付申告はいつから提出できるの？

年途中で退職し税金の精算がされていない方や、年末調整済のサラリーマンで医療費控除、雑損控除や住宅借入金等特別控除などの還付申告をする方は、所得税の確定申告が始まる2月16日(木)以前でも提出できます。

◆申告は、税務署に行かなければ手続きができないの？

確定申告の時期は申告会場が大変混雑しますので、ご自分で申告書を完成できた場合は、郵送などで提出できます。

なお、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、簡単に申告書が作成できます。作成した申告書を印刷し、源泉徴収票などの必要書類を添付して郵送などで提出すれば、申告会場に行くことなく手続きが終了しますので、是非ご利用ください。

今年も確定申告の時期になりました。皆さんから多く寄せられる質問をまとめましたので、参考にしてください。

☎ 土浦税務署申告案内窓口
(☎822-1100 自動音声案内)

◆申告会場と受付時間は？

申告会場が変更になりますので、ご注意ください。

■申告会場／新治ショッピングセンター さん・あびお(大畑1611)

■開設期間／2月7日(火)～3月15日(木)

※土・日曜日は除きますが、2月19日(日)、26日(日)は開設します。

■受付時間／午前9時～午後4時

※混雑状況により受付終了時間を早める場合があります。

■相談内容／申告相談(所得税、贈与税、消費税)、確定申告書用紙の配布、確定申告書の受け付け(納付相談および現金納付の業務は行いません)

◎開設期間中は、土浦税務署の庁舎での申告相談は実施しません。

東日本大震災に係る 雑損控除を受ける方

次の書類をお持ちください。

- ①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の分かるもの
- ②取得価額が不明なときは、その面積が分かるもの
- ③被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などの分かるもの
- ④被害を受けたことにより受ける保険金などの金額が分かるもの
- ⑤市町村発行のり災証明書の写し

住宅借入金等特別控除を受ける方

次の書類をお持ちください。

- ①住民票の写し
 - ②家屋(土地も取得した方は土地も含む)の登記事項証明書
 - ③工事請負契約書または土地・建物の売買契約書の写し
 - ④住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ※増改築の場合は、建築確認済証の写しまたは増改築等工事証明書が必要になります。



◆申告に必要な書類は？

ご自分の所得と、適用できる所得控除に関する証明書などが必要になります。

■所得に関する書類…給与所得の源泉徴収票(原本)、公的年金などの源泉徴収票(原本)、配当・報酬などの支払調書など

※事業をされている方は、青色申告決算書や収支内訳書(ご自分の収入と経費をご自宅で計算したもの)なども含みます。

■所得控除に関する書類…社会保険料(国民健康保険や国民年金)の納付額証明書や領収書、生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書など

※医療費控除を受ける方は、病院や薬局の領収書・レシートごとに区分し、集計して医療費の内訳書または適宜の用紙に明細を記載して持参ください。

◆税務署が開設する申告会場以外に相談会場はありますか？

次のような相談会が開催されます。

■個別相談会

とき／1月31日(火)～2月3日(金) 午前10時～午後3時

ところ／イーアスつくば(つくば市研究学園C50街区1)

対象者／

- ①新規に取得した住宅に平成23年中に居住し、住宅借入金等控除を受けられる方
- ②東日本大震災により、住宅や家財などに損害を受け、雑損控除を受けられる方

■還付申告相談会(関東信越税理士会土浦支部)

とき／2月2日(木)～15日(水) 午前9時～11時、午後1時～3時

ところ／税理士会税務相談所(東真鍋町2-5)

対象者／

- ①給与所得者で医療費や雑損控除などを受けられる方
- ②中途退職した方などで、給与所得について年末調整がお済みでない方
- ③所得が公的年金などの雑所得のみで、医療費控除や雑損控除などを受けられる方